

熊本市立北部中学校育友会会則

第1章 名 称

第1条 本会は、熊本市立北部中学校育友会と称し、事務局を北部中学校に置く。

第2章 目的および活動

第2条 本会は、生徒の健全な成長を図るため、保護者と教師が協力して、家庭・学校・社会を通じて良い環境をつくり、強力な教育活動を行うことを目的とする。

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次の活動を行う。

- (1) 学校教育を理解し、教育環境を整備する。
- (2) 会員の研修を深め、会運営の向上に努める。
- (3) 生徒および会員の福利厚生に努める。
- (4) 家庭および地域における生徒の生活環境の改善と生活指導に努める。
- (5) 生徒の安全を守り、事故防止に努める。
- (6) 教育施設の充実に努める。

第3章 方 針

第4条 本会は、次の方針に基づいて活動する。

- (1) 本会は、教育を本旨とする民主的団体として活動する。
- (2) 本会は、営利を目的とせず、特定の政党・宗派等に関与しない。
- (3) 本会は、学校に対して教育に関する意見を具申し、参考資料を提供する事等はできるが、経営や人事には不当に干渉しない。

第4章 会 員

第5条 本会は、次の会員をもって組織する。

- (1) 原則として、任意加入した本校生徒の保護者またはこれに代わるもの（以下保護者とする）
- (2) 本校の職員。

第5章 役 員

第6条 本会に次の役員をおく。

- (1) 会 長 1名（保護者）
- (2) 副会長 4名+若干名（保護者）
- (3) 庶 務 2名（保護者1名・職員1名）
- (4) 会 計 3名（保護者2名・職員1名）
- (5) 監 事 2名（保護者）

第7条 役員任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

第8条 役員選出は、次の通りとする。

- (1) 会長、副会長および監事は、別に定める選考委員会の推薦に基づき選考し会長に報告。会長は次

年度の PTA 会長、副会長および監事を書面もしくはメールにて会員に報告する。全会員の過半数の異議申し立てがない場合は、信任が得られたものとみなし承認されたものとする。庶務、会計は会長が委嘱する。

(2)欠員が生じた場合は、運営委員会で後任を選出する。その場合の任期は、残任期間とする。

第6章 役員の仕事

第9条 役員の仕事は、次の通りとする。

- (1) 会長は、本会を代表し会務を統括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故がある時は、これを代理する。
- (3) 庶務は、会合の連絡、記録をつかさどる。
- (4) 会計は、収支を明確に整理し、監査を経て総会に報告する。
- (5) 監査は、会計事務を監査し、総会に報告する。

第7章 会 議

第10条 本会の会議は、次の通りとする。

- (1) 総 会
- (2) 運営委員会
- (3) 執行部会
- (4) 地域安全委員会
- (5) 学年委員会
- (6) 専門委員会
- (7) 特別委員会

第11条 定期総会は、年度初めに開き、次の事項を審議決定する。

- (1) 年間行事および予算の決定、ならびに決算の承認
- (2) 役員承認
- (3) 会則の制定および改廃
- (4) その他本会に関する重要事項

第12条 臨時総会は、会長が必要と認めた時、または会員の3分の1以上の要求があった時、会長が招集する。

第13条 総会は会員の3分の1以上の出席をもって成立し、議決は出席者の過半数を要する。委任状を認める。

第14条 運営委員会は総会に次ぐ議決機関で、執行部（会長、副会長、庶務、会計）、地域安全委員長、学年正副委員長、専門正副委員長および学校代表をもって構成し、会長が必要と認めた時、招集する。

運営委員会は、次のことを行う。ただし、決定事項については次の総会に報告しなければならない。

- (1) 総会から委任された事項
- (2) 総会議案の作成、総会の運営
- (3) 各委員会提出案件の審議および行事の調整
- (4) 予算の更正、臨時徴収金等の決定
- (5) その他必要な緊急事項の処理

第15条 執行部会は、会長、副会長、庶務、会計で構成し、運営委員会から委任された事項、予算の編成および会合の企画等、本会の事業の執行に必要な事項を行う。ただし決定事項については、次の運営委員会に報告しなければならない。

第16条 地域安全委員会は、川上、西里、北部東の3小学校区ごとに各地区から選出された2名（地区

会員数により1名も可とする)の地区委員をもって構成し、地域として重要な事項を協議する。

(1) 地域安全委員長は、小学校区ごとに委員の互選によって選出する。

第17条 学年委員会は、学年ごとに各学級から選出された2名の委員と学年担当職員をもって構成し、学年として重要な事項を協議する。

(1) 学年委員長と副委員長は学年ごとに委員の互選によって選出する。

第18条 専門委員会は、各学級から選出された委員をもって構成し、各委員会ごとに次の活動を行う。

(1) 広報委員会 会報の編集・発行およびその他広報活動に関すること。

(2) 保健体育委員会 会員のスポーツ・親睦行事に関すること、および体育大会等の学校行事の運営協力に関すること。

(3) 教養委員会 研修行事を企画・運営し、または関係機関が主催する研修行事に参加する等、教養・文化に関すること。

第19条 前条の各委員会の構成人数は、運営委員会で協議し、各委員会の委員長と副委員長は委員の互選によって選出する。

第20条 特別委員会は、必要に応じて運営委員会の委嘱によって組織され、その任務・活動内容および構成については運営委員会が協議する。

第8章 選考委員会

第21条 選考委員会は、次年度の本会の会長、副会長および監事を選考して、年度末の運営委員会に提案する。

第22条 選考委員会は、地区委員会から選出された6名と、学年委員会から選出された3名をもって構成し、委員長は委員の互選とする。

第9章 会費

第23条 本会の経費は、会費・寄付金・その他をもって充てる。

第24条 本会の会費は、毎月250円とする。会員は所定の方法で会費を納入する。

第25条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年の3月31日に終わる。

(1) 第25条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しない場合は毎年4月1日から定時総会の予算成立の日まで、会長は、前年度の予算に準じ収入支出を行うことができる。

(2) 前項によって行った収入支出は、新年度の予算の収入支出とみなす。

第10章 雑則

第26条 校長、またはこれに代わる者は、学校を代表して全ての会議に出席し、意見を述べることができる。ただし表決には加わらない。

第27条 本会に次の表簿を置く。

(1) 会則（雑則、内規を含む）

(2) 会員および役員名簿

(3) 会計簿

(4) 記録簿、その他

第 28 条 本会に諸規定が必要となった時は、運営委員会で協議して定める。

附則

この会則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

この会則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。